

広島県告示第九百三十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	大石病院	所 在 地	効力を有する期限	備 考
日本鋼管福山病院	福山市川口町一丁目七番一五号	福山市大門町津之下一八四四番地	平成二十七年二月二日	更新
			平成二十七年二月二日	更新